

令和3年7月27日

## 上告審から見た書記官事務の留意事項(令和2年分)

### 最高裁判所裁判部書記官室

この留意事項は、適正かつ合理的な事務処理を確保するため、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに最高裁判所に送付された上告事件等の記録から、書記官が裁判官と共に検討しておくことが有益であると考えられる事例及び誤りやすい事例等を抽出し集約したものである。

なお、それぞれの事例における「(留意点)」には、当室で検討した事務処理の例及び留意事項を記載したので、事務処理の根拠や目的を確認しながら適正かつ合理的な事務処理を検討し、実践する際の参考とされたい。

目

次

第1	民事・行政関係	1
1	当事者適格等に関するもの	1
2	送達・通知に関するもの	2
3	上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの	3
第2	刑事関係	11
1	送達・通知に関するもの	11
2	調書・書類作成に関するもの	12
3	記録整理・送付に関するもの	13
4	裁判書の点検に関するもの	15
5	その他	15

## 第1 民事・行政関係

### 1 当事者適格等に関するもの

- (1) 法人と法人の元理事との間の訴訟において、①社会福祉法人に関し、法人の監事を代表者とせず、法人の理事長を代表者として手続を進め、判決が言い渡された、②医療法人に関し、法人の監事を代表者とせず、法人の理事長を代表者として手続を進め、判決が言い渡された、という事例があった。

#### (留意点)

過去にも留意事項として伝えてきているところではあるが、監事設置一般社団法人が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合は、監事が監事設置一般社団法人を代表する（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律104条1項）ことに留意すべきであるが、社会福祉法人や医療法人についてもそれぞれ同条を準用する（社会福祉法45条の18第3項、医療法46条の8の3）ことから、これらの法人が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事がこれらの法人に対して訴えを提起する場合は、監事がこれらの法人を代表することに留意する必要がある。

なお、これらの法人は監事を置かなければならない（社会福祉法36条、医療法46条の2）ものの、監事は登記事項とされておらず（組合等登記令参照）、登記事項証明書により確認することができないため、別途、直近の監事の選任議事録等により確認する必要があることにも留意する。また、事業協同組合等が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事が事業協同組合等に対して訴えを提起する場合は、監事が事業協同組合等を代表することにも留意すべきである（中小企業等協同組合法36条の3第3項、会社法386条1項1号）。

- (2) ①被上告人兼相手方が自然人であるにもかかわらず、同人が経営する法人の代表者としての委任状が提出されていた、②法人の代表者の記名がない委任状が提出されていた、という事例があった。

#### (留意点)

委任状は、書面をもって証することが必要とされている訴訟代理権を証明する文書である（民訴規則23条）。そして、訴訟代理権を欠いたことは、絶対的上告理由（民訴法312条2項4号）や再審事由（同法338条1項3号）となる。

訴訟代理権の存否は、訴状審査の際に確認すべき重要な事項の一つであるから、書記官は、事件で提出された書類の記載内容の点検と併せ、添付された資格証明書等で訴訟代理権の内容を確認する必要がある。そして、委任状の記載と資格証明書等との記載に齟齬があったり、訴訟行為をするのに必要な授権の有無について疑義が生じたりしたときには、当事者に補正や追加資料の提出を促す等、適切に対応しなければならないことに留意する。

- (3) 地方公共団体を被告とする訴訟において、その長が代表者となる請求と、個別法により委員会等が代表者となる請求が併合されている事件で、地方公共団体の長及び委員会の双方に送達すべき書類（控訴状副本、上告提起通知書、上告受理申立て通知書、上告状兼上告受理申立書など）が、地方公共団体の長にしか送達されていない事例があった。

(留意点)

昨年度も留意事項として指摘したところであるが、本年度も同様の事例が複数件確認された。

同一の地方公共団体であっても、請求ごとに代表者が異なる場合がある。このことを踏まえて、その書類の送達を受けるべき地方公共団体の代表者が、請求ごとに、地方公共団体の長となるのか、個別法により（長ではなく）委員会等となるのかを検討し、送達事務に遺漏がないように留意する必要がある。

## 2 送達・通知に関するもの

家事事件手続法別表第一事件についての特別抗告事件において、当事者及び利害関係参加人以外の者（具体的には成年被後見人や成年後見人）に対して、特別抗告提起通知書を送付している事例があった。

(留意点)

家事事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（抗告許可申立て事件）においては、原裁判所は、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付する必要がある（家事事件手続規則62条、69条1項）ことはこれまでも指摘しているところ、別表第一事件についての

特別抗告事件（抗告許可申立て事件）においては、後見開始申立事件における成年後見人のように第一審における審判を受ける者となるべき者は原審における当事者とはなっていない。家事事件手続法122条のように特別の定めにより告知等を行っている場合には、「当事者」、「審判を受ける者」、「審判を受ける者となるべき者」等の概念の違いを理解する必要がある。

### 3 上訴申立書の審査・記録整理・送付に関するもの

- (1) 上告状及び上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載が全くないのに、事件を当審に送付してきた事例があった。

(留意点)

上告状及び上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載が全くないときは、その不備を補正する余地はないから、原裁判所は、民訴規則196条1項所定の補正命令を発せず、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成12年7月14日集民198号457頁参照）。

本留意事項については繰り返し指摘している事項である。上告状及び上告理由書の審査事務を行うに当たっては、別紙「高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について」に記載した説明を参考に、上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について十分理解し、正確な事務処理を行っていただきたい。

- (2) 訴関係書類について、事件記録中に編てつされている正本と、添付されている副本の記載内容が異なっている事例が散見されたほか、仮執行の原状回復及び損害賠償の申立書（民訴法260条2項）が当事者から提出され、同申立書に証拠書類として表示されていたにもかかわらず、当該証拠書類が事件記録中に編てつされずに、誤って原審で保管されていた事例があった。

(留意点)

上訴申立書を審査し、上訴記録を整理・送付する際は、上訴関係書類の正本と副本との照合、事件記録への編てつ漏れが無いことの確認等を徹底し、事務に遺漏のないよう留意する必要がある。

(別紙)

## 高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の 処理について

現行民事訴訟法において、高裁に上告提起事件等の審査を委ねた趣旨は、不適式な上告提起事件等について当該控訴事件を処理した高裁において排斥することで、最高裁が審理すべき事件のみを最高裁に送付することとし、それにより、裁判所全体として、訴訟事件の迅速な処理を行うこととしたものである。高裁の書記官としては、このような趣旨を十分理解した上、適切な上告提起事件等の処理を行うべきである。

そこで、高裁における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理の概要を整理し、次のとおりまとめた。さらに、これらの事件の点検事項の順序の視点から別紙のとおりチャート図に整理した。これらのものを上告提起事件及び上告受理申立て事件の執務の参考にさせていただきたい。

### 1 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出

上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は上告提起通知書の送達を受けた日から 50 日以内に、原裁判所に上告理由書を提出しなければならない（民訴法 315 条 1 項，民訴規則 194 条）。

上告状に上告の理由が記載されていても、上告理由書提出期間内に新たな上告の理由を提出し、又はこれを補完することは自由であるから、原則として、この提出期間経過を待たずに、事件を最高裁に送付してはならない。

上告受理申立て理由書の提出についても同様である。

### 2 上告提起事件の適法性の審査

#### (1) 上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告状却下命令又は上告却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に

送付しなければならない（民訴規則 197 条 1 項）。すなわち、上告理由書提出期間内に上告理由書が提出され、そこに民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 190 条に則ったものである場合には、それが実質的には認定非難や法令違反の主張にすぎないと解される場合であっても、高裁が上告を却下することはできないと解されるから、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。上告理由書に上告理由が複数記載され、そのうちいずれか一つでも適式なものがあれば、上告を却下する余地はないから、(3)の補正命令を発する必要はなく、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告理由書が提出されていない場合であっても、上告状に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告提起となるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告状及び上告理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告を却下しなければならない（同法 316 条 1 項）。この場合、不備を補正する余地がないから、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則 196 条 1 項所定の補正命令を発すべきではなく、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成 12 年 7 月 14 日裁判集民事 198 号 457 頁）。書記官としては、提出された上告状や上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項に規定する事由が記載されているかどうかを確認した上で、上告状又は上告理由書に民訴法 312 条 1 項、2 項の事由の記載がないと判断したときは、その旨を裁判官に進言する。

なお、上告理由書において他の書面を引用し、又は相上告人の上告理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（最二小

判昭和 37 年 4 月 27 日裁判集民事 60 号 455 頁（原審に提出した準備書面を引用した例），最三小判昭和 39 年 11 月 17 日裁判集民事 76 号 151 頁（相上告人の上告理由中，利益なものを援用すると主張した例），最大判昭和 28 年 11 月 11 日民集 7 卷 11 号 1193 頁（第 1 審記録に添付した準備書面を引用した例），最二小判昭和 26 年 6 月 29 日民集 5 卷 7 号 396 頁（他事件についての上告理由書を引用した例））。

### (3) 補正命令を発すべき場合

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項，2 項に規定する事由の記載（例えば「憲法違反である。」との記載）があるが，その記載が民訴規則 190 条の規定に違反することが明らかな場合，原裁判所は，決定で相当の期間を定め，その期間内に補正すべきことを命じなければならず（同規則 196 条 1 項），その期間内に不備の補正をしないときは，上告を却下しなければならない（同条 2 項）。上告理由書に上告の理由として記載はあるが，それが最高裁判所規則で定める方式により記載されていないことを理由として上告を却下するためには，相当の期間を定めて不備を補正すべきことを命じ，その期間内に補正されないことが必要である。上告理由書の点検に当たっては，記載内容に目を通し，上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法 312 条 1 項，2 項に規定する事由の記載がある場合，その全ての記載が民訴規則 190 条の規定に違反しているか否かを確認し，違反している場合には，補正命令を発すべき旨を裁判官に進言する。

なお，(1)のとおり，上告の理由は，上告理由書提出期間内は自由に補完することができるので，補正命令を発する時期は，上告理由書提出期間後となる（条解民訴規則 407 頁）。

## 3 上告受理申立て事件の適法性の審査

### (1) 上告受理申立て理由書提出期間経過後，直ちに事件を送付すべきもの



上告受理申立書却下命令又は上告受理申立て却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則 199 条 2 項，197 条 1 項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに民訴法 318 条 1 項に規定する事由が記載され、それが民訴規則 199 条 1 項，191 条 2 項，3 項にのっとりたものである場合には、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であっても、上告受理申立書に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告受理申立書及び上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

ア 上告受理申立書又は上告受理申立て理由書提出期間内に提出された上告受理申立て理由書のいずれにも民訴法 318 条 1 項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告受理申立てを却下しなければならない（民訴法 318 条 5 項，316 条 1 項）。

イ 上告受理の申立てに係る事件が民訴法 318 条 1 項の事件に当たるか否かは、最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがって、形式的に同項の事件に当たる旨の記載がある場合には、原裁判所において当該事件が同項の事件に当たらないことを理由として却下することはできず（最一小決平成 11 年 3 月 9 日裁判集民事 192 号 109 頁判タ 1000 号 256 頁），また、上告受理申立て理由書には形式的に民訴法 318 条 1 項の事件に当たる旨（判例違反，法令違反（審理不尽，経験則違反，採証法則違反の主張も法令違反の主張と解される。福田剛久ほか判タ 1250 号 8 頁））の記載があるにもかかわらず、原裁判所において同項所定の記載がないとして、上告受理申立てを却下することもできない。同項の「重要な事項を含む」という要件に該当する記載がないと理解して、形式上、同項の事件に当たる旨の記載がないと判断すること

は避けなければならない、このような判断をすることは、実質的に高裁が同項の事件に当たるか否かを審査して申立てを却下するものに等しく、許されないものである（前掲判タ 1000 号 256 頁の解説部分参照）。

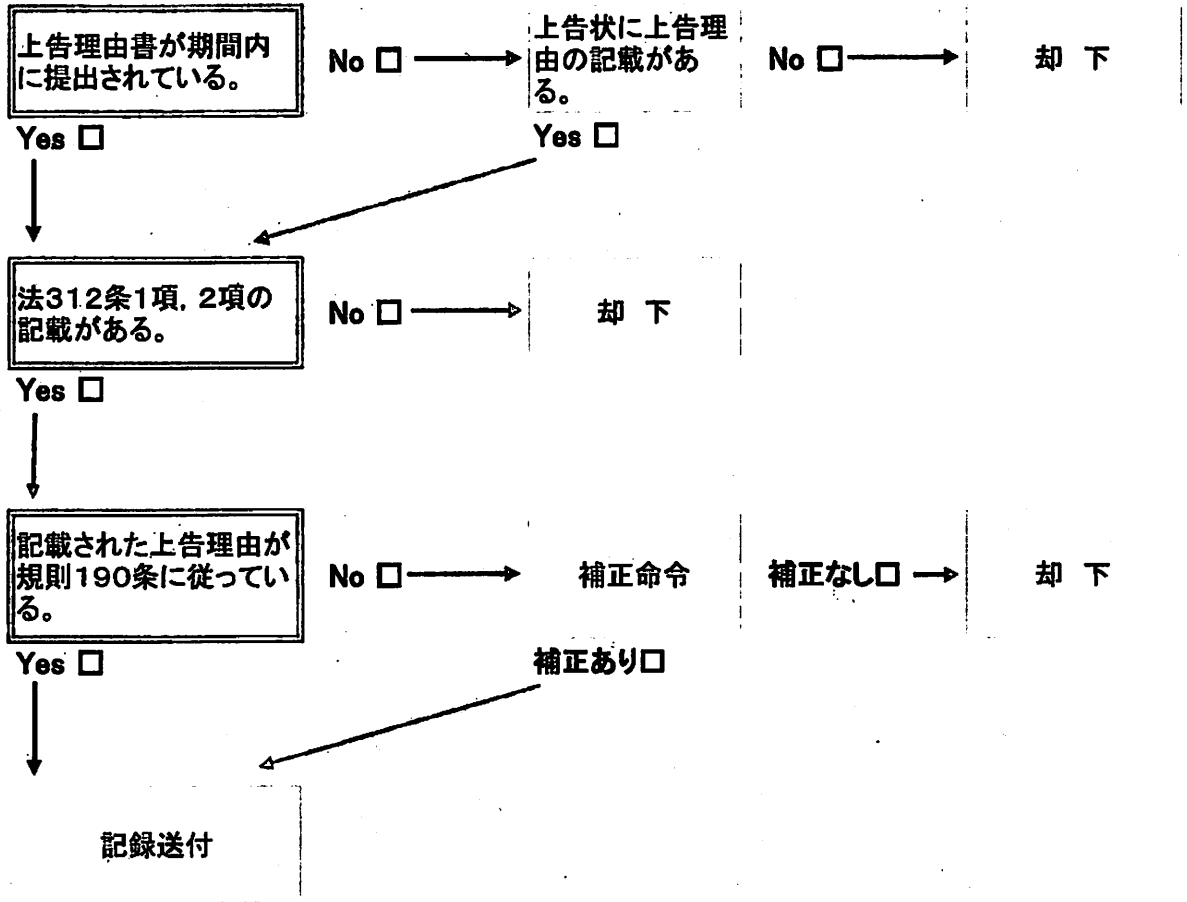
上告受理申立書又は上告受理申立て理由書に記載された上告受理申立ての理由が民訴規則 199 条 1 項、191 条 2 項、3 項の方式に違反する場合には、同規則 199 条 2 項において補正命令を発出すべき条文（同規則 196 条 1 項）が準用されているが、形式的にでも法令違反である旨が記載されていれば、この記載が民訴法 318 条 1 項の事件に該当するか否かを判断するのは最高裁のみになるから、実際には高裁において補正命令を発した上で却下することは困難である（例えば、「民法違反」とのみ記載があり、条項等の記載がないときは補正命令の対象とすることも考えられるが、通常は不服の内容から理解可能であり、補正されなかったとしても却下することは難しいことが多いと思われる。）。上告受理申立て理由書の点検に当たっては、書記官としても記載内容に目を通し、形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、事件を送付すべき旨を裁判官に進言する。

#### ウ 他の書面の引用

上告受理申立て理由書において他の書面を引用し、又は相申立人の上告受理申立て理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（2 の(2)の各判例参照）。

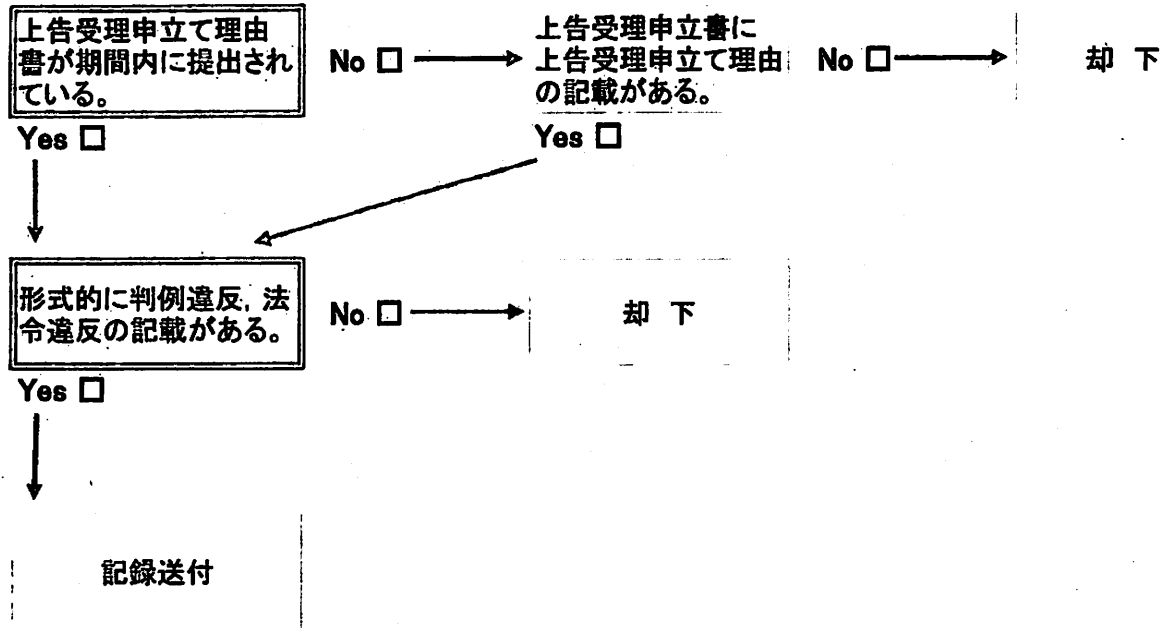
# 上告提起事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



## 上告受理申立て事件の処理における点検事項

(チャート図兼チェックシート)



※ 上告受理申立ての理由の記載が民訴規則199条1項、191条2項、3項の方式に違反したとしても、民訴法318条1項の事件に当たるか否かは最高裁のみが判断し得る事項であるから、実際に補正命令を発すべき場合はまれであることに注意すべきである。

## 第2 刑事関係

### 1 送達・通知に関するもの

被告人に対して弁護人選任に関する通知及び照会をする場合に、当該事件が任意的弁護事件であるのに、必要的弁護事件用の書面を使用している事例があった。そのほか、「必要的弁護事件・在宅用」を使用すべきところ、「必要的弁護事件・被勾留者用」を使用している事例なども見受けられた。

#### (留意点)

従前から何度も指摘している事項であるが、その後も同様の事例が散見されることから、改めて注意喚起を行うものである。

公訴提起された被告人に弁護人が選任されていない場合、裁判所は被告人に対して、弁護人選任権及び国選弁護人選任請求権があることを知らせなければならない、さらに、必要的弁護事件(刑訴法289条)においては、弁護人がなければ開廷することができない旨も知らせなければならない(同法272条、刑訴規則177条)。併せて、必要的弁護事件では弁護人を選任するかどうかを、任意的弁護事件では国選弁護人の選任を請求するかどうかを確認しなければならない、さらに、任意的弁護事件で国選弁護人の選任を請求するときは、資力申告書の提出が必要であることなども教示しなければならない(刑訴法272条2項、刑訴規則177条、178条)。

なお、控訴審及び上告審においても、弁護人が選任されていない被告人に対しては、公訴提起があったときと同様の様式によって弁護人選任に関する通知及び照会を行う必要がある(最二小決昭和33年5月9日刑集12巻7号1359頁は、刑訴規則178条が控訴審に準用されるとしている。)

このように、公訴提起された事件が必要的弁護事件か任意的弁護事件かにより、通知する内容や確認、教示する事項が異なってくるが、特別法犯については、特に行為と罰則の関係に注意する必要がある(例えば、道路交通法違反被告事件では、同法72条1項後段(報告義務違反)は任意的弁護事件であるが(同法119条1項10号)、同法72条1項前段(救護義務違反)の場合は、運転者が犯したときは必要的弁護事件となり(同法117条1項)、運転者以外の者が犯したときは任意的弁護事件となる(同法117条の5第1号)など)。起訴状記載の罪名と罰条(控訴審では認定された罪名と罰条)について、条文に当たって法定刑を必ず確認した上で、それに対応する適式な用紙を使用する必要があり、その点を日頃から意識しておくことが重要である。

さらに、用紙は在宅用、被勾留者用の区別もされ、例えば、私選弁護人を選任する場合の申出先が異なるなど、記載内容が異なっているところであり、用紙を取り違えた場合には、被告人に無用な混乱を生じさせるおそれがあることを認識し、間違いのない事務処理をする必要がある。

## 2 調書・審判作成に関するもの

公判調書の列席書記官の氏名と調書末尾の書記官氏名が異なっていた。なお、この事例では、控訴審において職権で当該公判期日に立ち会った書記官作成の報告書を取り調べて対処した。

### (留意点)

公判廷に裁判所書記官が列席することは公判開廷の要件であり、裁判所書記官は公判期日における訴訟手続について公判調書を作成しなければならない（刑訴法282条2項、48条1項、刑訴規則37条）。

公判調書は、公判期日における訴訟手続が適法に行われたことを公証するために作成されるものであり、審判に関する重要な事項として、公判調書の必要的記載事項が定められ（同規則44条1項）、公判調書の誤記や記載漏れ等は、公判手続の適法性そのものに重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。

また、公判調書には、公判廷に列席した裁判所書記官が署名押印しなければならないから（同規則46条1項）（同規則60条の2第1項により、「署名押印に代えて記名押印することができる」）、本事例のように、公判期日に列席したとされる裁判所書記官と公判調書末尾に記名押印がある裁判所書記官の氏名が異なる記載の公判調書は、無効である。

そうすると、例え公判期日において適法に訴訟手続が行われその手続が記載されていたとしても、公判調書により適法に行われたことを証明することはできないから訴訟手続の法令違背となり、判決に影響を及ぼす場合には、上訴審で破棄される可能性があることも念頭に置かなければならない（刑訴法52条は公判調書が有効な場合を前提としていると解し、公判調書が無効な場合には、他の資料により、公判期日に行われた訴訟手続を証明することが可能であるとする立場（東京高裁平成21年6月18日判決：東京高等裁判所判決時報刑事60巻1～12号85頁）に立ったとしても、上訴審での事実調べの実施や、その前提となる原審訴訟関係人による報告書等の提出など、本来であれば必要のない手続や作業を行わなければならないことにも思いを致していただきたい。）。)

以上のように公判調書の重要性を再認識し、本事例のような事態を招くことのないよう事務処理の在り方そのものを改めて検討し、工夫をしていただきたい。

### 3 記録整理・送付に関するもの

- (1) 上告審への事件記録の送付前に、原審に対し、原審弁護士から、「原審弁護士を上告審の国選弁護士に選任されたい」旨の上申書の提出があったところ、原審においてこの上申書の補正を促したために、上申書の上告審への送付が事件記録の送付よりも後になることになったにもかかわらず、原審弁護士の要望が記録到着の翌日まで上告審に伝えられなかった事例があった。

#### (留意点)

原審の弁護士が引き続き上告審における国選弁護士に選任されることを要望する場合、上告審裁判所としては、当該事件の上告審の審理において、原審の弁護士を弁護士に選任することが特に必要であると認められるかどうか（刑訴規則29条4項、3項）の検討を経たうえで国選弁護士の選任手続を進めることになる。

このように原審弁護士が上告審の国選弁護士への選任を要望しているという事情は、上告審において弁護士選任事務を適切に行うために重要な情報の一つであり、これが上告審に確実に伝えられない場合には、上記のような検討がされないまま国選弁護士を選任することにもなりかねない。

したがって、本事例のように、重要な情報が上告審への事件記録の到着後に追完されることがあらかじめ分かっている場合には、事務連絡で申し送るか、記録送付書の備考欄に記載するなどして、上告審に確実に伝えられる方策をとる必要がある。

- (2) 検察官による証拠開示に係る措置（刑訴法299条の4）がとられている事件に関して、原審から同措置がとられていることについて上告審へ情報の連絡がなかった事例があった。

#### (留意点)

検察官が刑訴法299条の4により証人等の氏名及び住居の開示に係る措置をとった場合、弁護士又は被告人による訴訟記録等の閲覧謄写（同法40条1項、49条）の機会に、措置に係る証人等の氏名や住居といった情報について適切な保護がされるよう、裁判所は、検察官がとった措置に応じて、閲覧謄写に当たり条件を付したり、閲覧又は謄写を禁じる措置をとることができる（同法299条の6）。

このように検察官が開示に係る措置をとった場合には、閲覧謄写に関

する事務が通常の事務と異なる等、手続の進行に際し、より慎重な配慮を要することになるから、同措置がとられている場合には、当該事件係属中の部署内はもとより、上訴等により、他の裁判所に記録を送付する際にも、確実に情報が伝わるよう配慮する必要がある（平成28年11月25日付け最高裁判所事務総局刑事局第二課長、同総務局第三課長事務連絡「証人等の保護のための諸制度に関する参考事項について」参照）。

(3) 次のとおり、訴訟書類が所定の位置につづり込まれていない事例があった。

ア 検察官による証人等の氏名及び住居の開示に係る措置に関する書類（刑訴法299条の4等）が、第2分類につづり込まれていた。

イ 別事件通知書（身柄拘束のあるもの）が第4分類につづり込まれていた。

（留意点）

裁判官、書記官、訴訟関係人等は、訴訟書類が編成通達（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」）に定められた位置につづり込まれていることを前提として、事件記録を使用するので、訴訟書類が所定の位置につづり込まれていない場合、検索に多大な時間と労力を要し、書類を見落とす危険性もある。

上記アの検察官の開示に係る措置がとられた場合、閲覧謄写など裁判所におけるその後の訴訟手続に影響が及ぶところ、担当書記官以外の書記官等が閲覧謄写の申請を処理する場合に、同措置の通知書が編成通達に定められた位置につづられていないために同書類を見落とし裁判所による閲覧謄写の措置（刑訴法299条の6）がとられないまま本来知らせてはならない証人等の氏名、住居を弁護人等に知らせてしまう危険性がある。

上記イの別事件通知書には、別事件の裁判の進行状況や身柄の状況が記載されていることから、未決勾留日数の算入や送達に関する資料となるので、見落としがないよう、所定の位置につづり込む必要がある。

上記のとおり、適正かつ迅速な裁判事務を行うために訴訟書類を所定の位置につづっておくことは必要不可欠であることから、書記官には、編成通達の正確な理解とその実践が強く求められる。その際、特に、昨今の法改正等による新たな制度に関する訴訟書類について、先入観に基づいて安易につづり込み位置を推測する（例えば、上記アの場合、証人に関する書類なので第2分類だろう）のではなく、常に編成通達を確認



することが必要である。

なお、編成通達では、上記アは第1分類につき、イは第3分類につき取り込むとされている。

#### 4 裁判書の点検に関するもの

第一審判決前に被告人が婚姻していることがうかがわれるにもかかわらず、婚姻後の戸籍謄本等を検察官や弁護人に提出させるなどして確認をしていないため、当審で戸籍謄本を取り寄せたところ、婚姻時に本籍が変動していることが判明した事例があった。

##### (留意点)

裁判書には、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載しなければならない(刑訴規則56条1項)、それに加えて、判決書などには本籍を記載するのが慣例である。

ところで、被告人の人定事項に変動があることがうかがわれる場合には、その時点に近接した日時に発行された最新の戸籍謄本等で確認し、変動があれば変動後の事実を裁判書に反映させる必要がある。そこで、そうしたことがうかがわれる場合には、裁判体に相談の上、検察官や弁護人から、証拠請求又は疎明資料の提出等してもらうことが相当である。

なお、被告人の人定事項に変動があることがうかがわれる契機としては、保釈請求の際に提出される疎明資料や被告人の身上等に関する証拠に接する場合や公判廷における証人尋問や被告人質問の機会などが挙げられる。

#### 5 その他

刑事補償請求事件の抗告審において、検察官及び請求人に対し、求意見をせず決定した事例があった。

##### (留意点)

昨年度も指摘した事項であるが、刑事補償の請求に対する補償の決定又は請求を棄却する決定については、即時抗告(高裁が決定した場合には異議申立て)をすることができるが(刑事補償法19条1項)、この場合には「検察官及び請求人の意見を聞き」決定すると定める同法14条が準用されるから(同法19条3項)、抗告審(異議審)においても求意見をしなければならない。

特別法で手続が定められている事件の取扱いに当たっては、当該手続法規も十分に確認する必要があるということを意識されたい。